平成２２年（フ）第３１号
鳥取県鳥取市行徳２丁目665番地、旧住所鳥取県鳥取市行徳２丁目704番地
債務者　吉田美知子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７６号
鳥取県米子市福万684番地１
債務者　勝部　幸代
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１号
鳥取県米子市上後藤６丁目14番45号　105号
債務者　堀内　祐子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９号
広島県三原市皆実６丁目５番44号　グランドメゾン皆実Ｂ棟201号室
債務者　高下　政春
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
広島県三原市幸崎町能地2746番地４
債務者　片山　清尊
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
愛媛県松山市竹原４丁目８番40号　エアフォルク竹原1002
債務者　森川　　勲
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
福岡県久留米市三潴町玉満4019番地８
債務者　吉原　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８号
熊本県球磨郡錦町大字木上南1180番地の５
債務者　小川　静子（旧姓新鶴田）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１９号
宮崎県都城市高崎町大牟田1215―21、住民票上の住所宮崎県小林市大字細野2201番地２
債務者　横瀬　康徳
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１２６号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津478番地１
債務者　椛山　睦夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８２号
鹿児島県大島郡知名町大字知名301番地
債務者　長谷川安司
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町20番地21　レモンコーポ201号
債務者　豊田あけみ（旧姓財部）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４号
鹿児島県伊佐市大口小木原422番地52
債務者　會町みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
鹿児島県姶良郡姶良町東餅田1690番地
債務者　渡邉　美香
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第８５号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1597番地17、前住所長野県南佐久郡小海町大字千代里3028番地
債務者　篠原　真希
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３５５１号
愛知県北名古屋市西之保宮前48番地　宝マンション西春第２―103号
債務者　山崎　晴功
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９４号
徳島県海部郡海陽町大里字浜崎28番地
債務者　左海　泰三
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第４号
徳島県海部郡海陽町大里字浜崎28番地
債務者　左海　千穂
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部